

地下水都市熊本空間創出整備事業補助金交付要綱

制定	平成22年	7月30日	熊本市長決裁
改正	平成23年	7月13日	熊本市長決裁
	平成24年	4月1日	水保全課長決裁
	平成24年	9月1日	水保全課長決裁
	平成26年	4月17日	環境局長決裁
	平成27年	4月1日	熊本市長決裁
	平成28年	3月25日	環境局長決裁
令和2年	3月27日	水保全課長決裁	
令和5年	2月6日	水保全課長決裁	
令和7年	4月1日	水保全課長決裁	
令和7年	5月1日	水保全課長決裁	
令和7年	9月1日	水保全課長決裁	

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市内において地下水都市にふさわしい親水空間の創出を行うに当たり、良好な景観や魅力ある熊本市の形成及び市民の地下水保全の意識の高揚を図るため、熊本市の地下水をはじめとする水資源を活かした整備を行う者に対して交付する補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 補助金の交付に関してはこの要綱に定めるもののほか、熊本市補助金等交付規則（昭和43年熊本市規則第44号）の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において、「既存水資源」とは、熊本水遺産に登録されている湧水地等のことをいう。

(補助事業者)

第4条 この要綱により補助金の交付を受けることができるものは、土地の所有者（所有者が判明しないときは、権原に基づく占有者）、所有者の同意を受けた者等で、次条に定める補助対象事業を行うものとする。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業は、既存水資源の浚渫、法面保護、水路整備、案内看板設置、遊歩道整備及び駐車場整備等の環境整備を行う事業とする。

(補助対象区域)

第6条 補助金の交付の対象となる区域は、熊本市内とする。

(補助金の交付対象)

第7条 補助金は、広く観光客や市民など一般に公開することを目的に行う既存水資源整備事業に要する費用であって、市長が必要かつ適当と認めるものを対象とする。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、整備に要した経費の2分の1以内の額とする。ただし、補助金の額は、千円単位とし千円未満は切り捨て、限度額を500千円とし予算の範囲内でこれを決定する。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事前に地下水都市熊本空間創出整備事業補助金交付申請書（様式第1号）により、次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業場所の位置図
- (3) 設計図
- (4) 事業場所の着手前の写真
- (5) 事業費用を証明する書類
- (6) 市税滞納有無調査承諾書
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

- 第10条 市長は、前条に規定する申請を受けた場合は、書類審査及び現地調査等により、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、申請者が熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までに掲げるもの（第20条第3号において「暴力団員等」という。）に該当する場合は、補助金の交付の決定をしないことができる。
- 3 市長は、補助金交付の可否を決定したときは、地下水都市熊本空間創出整備事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者へ通知するものとする。
- 4 市長は、前項の交付の決定をする場合において補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付すことができる。

(事業の着手)

第11条 申請者は、補助金の交付決定後に事業に着手するものとする。

(事業の変更又は中止)

- 第12条 申請者は、補助金交付決定後において、事業内容を変更する場合又は中止する場合は、速やかに地下水都市熊本空間創出整備事業補助金内容変更申請書（様式第4号）を、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、可否を決定するものとする。
- 3 市長は、補助金交付取消又は変更を承認したときは、地下水都市熊本空間創出整備事業補助金交付取消（変更）決定通知書（様式第5号）により、申請者へ通知するものとする。

(完了報告)

第13条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、地下水都市熊本空間創出整備事業補助金完了報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付し、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業費支払い領収書の写し又はそれに類するもの
- (2) 事業施工中及び完成後の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類等
- 2 前項の報告は、当該補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日までに行わなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

第14条 市長は、前条に規定する完了報告書の提出を受けたときは、速やかに書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により事業内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、地下水都市熊本空間創出整備事業補助金交付確定通知書（様式第7号）により、申請者に対し補助金の交付確定を通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 申請者は、補助金の交付を請求するときは、前条の通知を受けた後に、地下水都市熊本空間創出整備事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第16条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(関係書類の保管)

第17条 申請者は、事業に係る帳簿等関係書類を、当該補助事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(報告及び立入検査)

第18条 市長は、補助金の適正を期するため必要があるときは、申請者に報告を求め、又は立入検査をすることができる。

(保守及び保全)

第19条 補助金の交付を受けた者は、当該整備箇所の保守及び保全に努めるものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 申請者が暴力団員等に該当することが判明したとき。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の事務の取扱いに必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、令和10年3月31日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

地下水都市熊本空間創出整備事業補助金交付申請書

年　月　日

熊本市長　（宛）

申請者（住所）

（氏名）

（電話）

地下水都市熊本空間創出整備事業補助金の交付を受けたいので、地下水都市熊本空間創出整備事業補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

事業実施の場所	熊本市
事業の内容	
土地所有者の住所 氏名	
事業着手予定年月日	年　月　日
事業の完了予定年月日	年　月　日
補助対象経費	円 内訳

熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しないことを誓約します。

工事に伴い発生した問題は申請者が対応します。

<添付書類>

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業場所の位置図
- (3) 設計図
- (4) 事業場所の着手前の写真
- (5) 事業費用を証明する書類
- (6) 市税滞納有無調査承諾書
- (7) その他必要書類

様式第2号（第9条関係）

事業計画書

事業内容及び経費の内訳

事業の内容	事業に係わる総経費	経費の内容

様式第3号（第10条関係）

発 第 号
年 月 日

申請者（住所）
(氏名) 様

熊本市長 印

地下水都市熊本空間創出整備事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった地下水都市熊本空間創出整備事業補助金の交付について、審査の結果、下記のとおり決定したので、地下水都市熊本空間創出整備事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業実施の場所
- 2 補助事業の内容
- 3 補助金交付決定額（補助金不交付決定の理由） 円

様式第4号（第12条関係）

地下水都市熊本空間創出整備事業補助金内容変更申請書

年　月　日

熊本市長　（宛）

申請者（住　所）
（氏　名）
（電　話）

年　月　日付け　発 第 号をもって補助金の交付決定を受けた地下水
都市熊本空間創出整備事業補助金の事業内容を下記のとおり変更したいので、地下水都市
熊本空間創出整備事業補助金交付要綱第12条の規定により申請します。

記

補助事業実施の場所	熊本市	
変更（中止）理由		
	変　更　前	変　更　後
補助事業の内容		
補助対象経費		
備考		

<添付書類>変更内容を明らかにするもの

様式第5号（第12条関係）

発 第 号
年 月 日

申請者（住所）
(氏名) 様

熊本市長 印

地下水都市熊本空間創出整備事業補助金交付取消（変更）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった地下水都市熊本空間創出整備事業補助金交付の取消（変更）について、審査の結果、下記のとおり決定したので、地下水都市熊本空間創出整備事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業実施の場所
- 2 補助事業変更申請の内容
- 3 補助事業取消（変更）決定理由
- 4 補助金交付決定額 円

様式第6号（第13条関係）

地下水都市熊本空間創出整備事業補助金完了報告書

年　月　日

熊本市長　（宛）

申請者（住　所）
（氏　名）
（電　話）

年　月　日付け　発 第　号をもって補助金の交付決定を受けた地下水
都市熊本空間創出整備事業補助金の事業が下記のとおり完了したので、地下水都市熊本空
間創出整備事業補助金交付要綱第13条の規定により提出します。

記

事業の実施期間	着手　　年　月　日 完了　　年　月　日
総事業費	円
補助対象部分経費	円
補助交付決定額	円

〈添付書類〉

- (1) 事業費支払い領収書の写し又はそれに類するもの
- (2) 事業施工中及び完成後の写真
- (3) その他必要と認める書類等

※市記入欄（この欄には記入しないで下さい。）

検　查　調　書	検査日　　年　月　日
検査員 職氏名	立会者 職氏名
検査結果	

様式第7号（第14条関係）

発 第 号
年 月 日

申請者（住所）
(氏名) 様

熊本市長 印

地下水都市熊本空間創出整備事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 発 第 号で通知した地下水都市熊本空間創出整備事業補助金について確定したので、地下水都市熊本空間創出整備事業補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 補助金交付確定額 円

様式第8号（第15条関係）

地下水都市熊本空間創出整備事業補助金交付請求書

年　月　日

熊本市長　（宛）

申請者（住　所）
（氏　名）
（電　話）

年　月　日付け　発　第　号で交付額の確定の通知があった地下水都市
熊本空間創出整備事業補助金について、地下水都市熊本空間創出整備事業補助金交付要綱
第15条の規定により請求します。

記

1 交付確定額　　円
2 交付請求額　　円

金融機関	銀行 信用金庫 農協 労働金庫	本店 支店 支所 出張所
預金種別	普通・当座	口座番号
フリガナ		
口座名義		